

足場の組立て等の業務に係る特別教育 (時間短縮 3 時間)のご案内

青森労働局長登録教習機関
建設業労働災害防止協会 青森県支部
(略称：建災防)

1. 目的

足場からの墜落・転落災害防止対策について、平成 27 年 3 月に労働安全衛生規則の一部改正され、平成 27 年 7 月 1 日から施行されます。

主な改正内容として、①足場の組立て等の作業に係る業務に就く者への特別教育の義務化、②足場の組立て等の作業時の墜落防止措置等の強化、③作業床の墜落防止措置の強化、④元請等の点検義務強化などです。

当支部では、事業者によって受講を希望する者を対象に本教育を実施いたしますのでご案内いたします。

※ なお、過去に当支部・分会で実施した上記教育の修了証を既に取得されているにも拘らず再受講される方がおりますので、今一度、受講の有無についてのご確認をした上でお申込み下さいますようお願いいたします。

2. 受講対象者

施行日(平成 27 年 7 月 1 日)の時点で、現に足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務(地上又は堅固な床面上における補助作業を除く。)に従事している者。

※下記に該当する者は、本教育の受講を省略することができます。

- ① 足場の組立て等作業主任者修了者
- ② 建築施工系とび科の訓練(普通職業訓練)を修了した者、居住システム系建築科又は居住システム系環境科の訓練(高度職業訓練)を修了した者等足場の組立て等作業主任者技能講習規程(昭和47年労働省告示第109号)第1条各号に掲げる者
- ③ とびに係る1級又は2級の技能検定に合格した者
- ④ とび科の職業訓練指導員免許を受けた者

※ 18歳未満の業務従事経験は含みません。

※ 平成 27 年 7 月 1 日以前に経験を有する者は、平成 29 年 6 月 30 日まで猶予期間として作業に従事できますが、早期の受講をご案内いたします。

3. カリキュラム

- ① 足場及び作業の方法に関する知識 (90 分)
- ② 工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識 (15 分)
- ③ 労働災害の防止に関する知識 (45 分)
- ④ 関係法令 (30 分)

4. 受講提出書類及び申込方法等

- (1) 受講申込書(所定の申込書に必要事項を記入の上、捺印のこと)
- (2) 写真 1 枚を受講申込書に貼り付け
(胸上タテ 3.6 cm×ヨコ 2.4 cm、1 年以内に撮影のもの)
- (3) 受講料(前納制です。実施分会へ直接持参、または現金書留により納付して下さい)
- (4) 締切りは 4 月 14 日(金)まで(講習開始の 7 日前までにお申込み下さい)

※ 締切り日以前であっても定員に達した場合は、受付を締切ります。または、一定の受講者に満たない場合は、延期等になる場合もございますのでご了承下さい。

5. 受講料

	教育時間	計	内訳		
			受講料 (税込)	テキスト代 (税込)	郵送料
会員	3 時間	5,640 円	5,000 円	640 円	当日交付
非会員		5,800 円		800 円	

6. 開催日時

日時：平成 29 年 4 月 21 日（金） 午後 1 時～
場所：中弘南黒建設会館

7. 受講定員

1 回あたりの受講定員は 50 人程度とします。

8. 修了証

本教育を修了した方には、「足場の組立て等特別教育(時間短縮 3 時間)」の修了証を交付します。

9. その他

- ・電話による申込み予約等はありませんので、ご了承下さい。
- ・開講 1 週間前の取消し又は欠席した場合は、受講料等はお返しいたしません。
- ・受講申込書は、支部及び各地区の分会、又は当支部ホームページにて入手できます。
建災防 青森県支部 (<http://www.aokenkyo.or.jp/kensaibou/>)
- ・講習日時及び場所は、お間違いない様にご注意下さい。
- ・受講当日は、時間厳守といたします。(遅刻、講義中の退席は認めませんのでご注意ください。)
※ 受講時間が定められていますので、遅刻・途中退場された方や講義中での居眠り・携帯電話の操作等は講義の妨げとなることから、
受講若しくは修了証を交付できない場合も有りうるので、予めご了承下さい。
- ・受講定員に満たない場合は、延期等をすることもありますのでご了承下さい。
- ・講習会場によっては、駐車場に車を止めることができない場合もありますのでご了承下さい。

10. お問い合わせ

◆建設業労働災害防止協会 青森県支部 中弘分会

〒036-8344 弘前市長坂町 14-1 中弘南黒建設会館内

TEL 0172-35-6363

FAX 0172-35-6368